合併・分割等による登録状況の変更について

	合併・分割等のケース	届 出 内 容
合併	共同受付に申請のあるⒶが申請のないⒷを吸収合併した場合。	Ⓐがすべての変更事項について変更届を提出する。
	共同受付に申請のあるⒶが申請のないⒷに吸収合併された場合。	Ⓐが変更届の書式により登録を取り消し、Ⓑは新規登録をする。
	共同受付に申請のあるⒶが申請のあるⒷに吸収合併された場合。	どちらか一方が変更届の書式により登録を取り消し、他方はすべての変更事項について変更届を提出する。
	共同受付に申請のあるⒶと申請のないⒷが新設合併し、新設会社Ⓒを設立した場合。	Ⓐが変更届の書式により登録を取り消し、Ⓒは新規登録をする。
	共同受付に申請のあるⒶと申請のあるⒷが新設合併し、新設会社Ⓒを設立した場合。	Ⓐ、Ⓑともに変更届の書式により登録を取り消し、Ⓒは新規登録をする。
分割	吸収分割、営業譲渡、新設分割などにより、共同受付に申請のあるⒶが希望業種を全部取り扱わなくなり、業種を継承した共同受付に申請のないⒷが希望業種での登録を望む場合。	Ⓐが変更届の書式により登録を取り消し、Ⓑは新規登録をする。
	吸収分割、営業譲渡などにより、共同受付に申請のあるⒶが希望業種を全部取り扱わなくなり、業種を継承した共同受付に申請のあるⒷが希望業種での登録を望む場合。	Ⓐが変更届の書式により登録を取り消し、Ⓑはすべての変更事項について変更届を提出する。
	吸収分割、営業譲渡、新設分割などにより、共同受付に申請のあるⒶが希望業種を一部取り扱わなくなり、業種を継承した共同受付に申請のないⒷが希望業種での登録を望む場合。	Ⓐはすべての変更事項について変更届を提出し、Ⓑは新規登録をする。
	吸収分割、営業譲渡などにより、共同受付に申請のあるⒶが希望業種を一部取り扱わなくなり、業種を継承した共同受付に申請のあるⒷが希望業種での登録を望む場合。	ⒶおよびⒷがすべての変更事項について変更届を提出する。